

課長	係長	係

(公社用)

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(太枠内のみご記入ください。)

あて先 (一財)札幌市下水道資源公社 **購入申込書** 令和 年 月 日

※ 購入申込書は工事ごとにお申込みください。

なお、請求先が申込材料により異なる場合は請求先ごとにお申込みください。

〒

申込人住所
会社名
代表者名
電話
F A X
責任者名
印

〒

支払人住所
(請求先)会社名
代表者名
電話
F A X
責任者名
印

品名	規格	数量	使用期間 実際に使用する期間をご記入 ください。	使用期間内訳						
				上段:予定日(未定の場合は上、中、下旬でも可) 下段:数量						
再生加熱 アスファルト 混合物	13mm級	t	/ ~ /	屋・夜	/	/	/	/	/	/
					t	t	t	t	t	t
	30mm級	t	/ ~ /	屋・夜	/	/	/	/	/	/
					t	t	t	t	t	t
アスファルト 再生骨材 I 型	40~0	t	/ ~ /		/	/	/	/	/	/
					t	t	t	t	t	t

発注者区分 該当するもの一つに○ 印をつけて下さい。	31建)土木・32下水・33水道・34交通・39市その他(局名)	発注課名
	41中央・42北・43東・44白石・48厚別・45豊平・40清田・46南・47西・49手稲	課
	50ガス・60NTT・70北電・90その他()	監督員名
		Tel

工事名	
施工箇所	区
施工業者名	現場担当者名 Tel

元請会社名	備考
-------	----

出荷工場	東工場	西工場	豊平・南工場
	住所 東区東雁来5-1-75 管理会社 東亜道路工業(株) Tel783-4589 Fax783-0179 担当	住所 西区発寒10-14-1068 管理会社 世紀東急工業(株) Tel664-0940 Fax664-0693 担当	住所 豊平区西岡521 管理会社 道路工業(株) Tel582-6850 Fax582-5710 担当

連帯保証人住所 会社名 代表者名 電話 F A X 印	受付印欄
--	------

連絡先 〒062-0906 札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 札幌市下水道河川局庁舎内

一般財団法人 札幌市下水道資源公社 TEL 818-3432 FAX 818-3433

担当

注意! 申込要領・販売条件・連帯保証人に関する事項をよくお読みください。(PDF版は次項に、エクセル版は別シートに記載)

※注意事項

当社にお申込いただきます再生合材につきましては、札幌市発注の工事及び札幌市の管理する道路の工事を行う会社に限り、販売いたしております。
なお、再生骨材 I 型につきましては、法人向けに民間発注工事への販売も行っております。

申込要領

- 1 購入申込書は、出荷予定日の1週間前までにお申込みください。
- 2 申込方法は、FAXまたは直接当社窓口へお持ちください。
- 3 申込人と代金の支払人（請求先）が異なる場合は、支払人欄にお支払人様の記名押印をしてください。
（申込人及び支払人の欄には、代表者印又は会社印を押印してください。）
- 4 **元請会社名は、必ずお書きください。**（出荷伝票（計量伝票）は、元請会社名で発行します。なお、元請会社名とは札幌市及び関係機関より工事又は業務を受託した会社・企業体の事を言います。）
- 5 再生合材の出荷時間帯を（昼・夜）に○印を付けてください。
※出荷時間帯（昼）6:00～20:00,（夜）20:00～翌6:00
- 6 使用内訳が未定の場合は、決定しだい出荷工場に連絡してください。
- 7 出荷についての詳細は、お申込み受付後、出荷工場から確認させていただきます。
- 8 出荷日及び出荷工場は、都合により変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 9 **公共ます設置業務でご使用の場合は指示書ごとに申し込んでください。**

販売条件

- 1 製品の受渡し:製品は工場渡しとさせていただきます。
- 2 代金支払方法:毎月1日から末日までに納入した分を、**翌月から数えて3ヶ月目の20日までに**、指定する銀行へお振込みください。**（振込手数料は、お客様負担です。手形でのお支払いは、お受けできません。）**
ただし、支払期限が銀行休業日の場合は、翌営業日までとします。
- 3 これまでの取引において、代金が支払期日までに支払われていない場合は、あらかじめ現金でお支払いいただく場合があります。
- 4 再生合材及び再生骨材 I 型の出荷期間は、4月～12月。
- 5 再生合材の夜間出荷は、単価が割増しになります。（20:00～6:00）
- 6 請求金額は、工場出荷時の出荷伝票（計量伝票）により数量を確定し、請求させていただきます。
- 7 連帯保証人:代金の支払いに関して、連帯保証人を付けていただく場合があります。

連帯保証人に関する事項

・連帯保証人

連帯保証人は、当該申込書により出荷した製品の代金を、支払人に代わり支払うこととなります。

・代金の確定

代金は、その製品を出荷した工場の出荷伝票（計量伝票）により数量を確定し、当社請求書をもって請求した金額といたします。

・支払期限

支払期限は請求書に記載されている期日といたします。

なお、ご不明な点は下記電話番号までお問合せください。

お問合せ電話番号 011-818-3432